



島根県報

平成23年 9 月 26 日 (月)

号外 第 165 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第632号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年 9 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	久利五十猛 停車場線	大田市大屋町262番1地 先から同234番11地先ま で	前	A	メートル 8.00～ 18.00	105.00	県央県土整備 事務所大田事 業所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 迂回路撤去
				B	4.00～ 6.00			
			後 A	8.00～ 18.00	105.00			

島根県告示第633号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年9月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	久利五十猛停車場線	大田市大屋町大屋262番1地先から大田市大屋町大屋234番11地先まで	メートル 105.00	平成23年 9月26日	県央県土整備事務所大田事業所	